

比較推奨販売方針

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は平河商事株式会社（以下「当社」）における、適正な保険商品の提示・推奨を行うための基本的な事項を定め、顧客等（見込み客を含む。以下同じ）に対する会社方針・理由等の説明要領、記録・証跡の保存等を行うことで、顧客等の保護に十分留意した保険募集の態勢を実現することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は当財団において募集人資格を有するすべての役員および従業員等（社員・契約社員・パート・アルバイト・派遣労働者を含む。以下「役職員等」）に対して適用する。

(定義)

第3条 「比較推奨販売」とは、当社が委託契約を締結する各保険会社の商品の中から、顧客等の意向に合わせて、当社独自の推奨理由・基準に沿って商品を選別し、商品を推奨することをいう。

第2章 推奨方針・理由

(基本方針)

第4条 当社は、顧客等の意向に合わせて当社独自の推奨理由・基準に沿って商品を選別し、特定商品を推奨する。

(推奨理由)

第5条 当社は、所属保険会社の中で、各保険制度の幹事会社である保険会社が最も事務に精通しているため、それに則り各保険制度を提案する。

【損害保険】

共栄火災海上保険株式会社

損保ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

2. 次に、選定後の保険会社の商品の中から、お客様のご意向に基づいて、特定商品を推奨する。ただし、お客様が選定保険会社の中から保険会社を指定された場合は、当該指定の保険会社の商品を販売する。なお、団体扱・集団扱契約を除く。

3. お客様から選定商品の比較を求められた際、これに応じるのであれば、偏りなく説明する。

(例外対応)

第6条 以下の例外的な場合に限り、前条に係らず下記のとおりとします。

(1) 第5条の選定保険会社に係らず、お客様から特定の保険会社商品のご指定があった場合は、当該指定のあった保険会社商品のみを説明する。

(2) お客さまが、時間がない、どの商品でも良い、等の理由で、第5条2.による特定商品の推奨を行うことを拒絶した場合、第5条の選定保険会社の中から、当社として、以下の保険会社の商品を推奨する。

この場合には、当該選別がお客様の意向に基づいたものとの誤解を与えないように配慮し、上記方針をお客様に対し適切に説明する。

【損害保険】

共栄火災海上火災保険会社

第3章 体制

(推奨理由の提示)

第7条 当社は、独自理由による特定商品の推奨を行う場合、推奨方針・理由を明示する資料を作成し、役職員等は顧客等へ個別プランを提案する前に当該資料を提示・説明する。

(推奨保険会社商品の提示)

第8条 お客様の当初のご意向を把握した上で、第5条に定める推奨理由および商品を顧客等に提示し、説明する。

第4章 遵守義務

(遵守義務)

第9条 当社の役職員等は、本規程に沿った対応を遵守する。従って、いかなる場合でも当社の役職員等は、個人的な判断で本規程と異なる対応を行うことを禁止する。

なお、本規程に違反した役職員等に対しては、会社の就業規則等に基づき処分を行う。

付則

(改廃)

第1条 本規程の改廃は、代表者の決定による。

2.本規程は、法令等の改定があった場合には適宜改定する。

(施行日)

第2条 本規程は、令和8年6月1日から実施する。

平河商事株式会社